

決算審査特別委員会会議録

会議年月日	令和5年9月21日（木）		
開 会	午前11時8分	閉 会	午前11時26分
場 所	本会議場		
出席委員 (31名)	委員長 岡田 信俊 副委員長 米村 京子 委員 柳 大地 玉木 裕一 岡田 実 坂根 政代 水口 誠 谷口 明子 西尾 彰仁 中山 明保 雲坂 衛 加嶋 辰史 金田 靖典 岩永 安子 勝田 鮮二 浅野 博文 加藤 茂樹 吉野 恭介 星見 健蔵 魚崎 勇 西村紳一郎 足立 考史 太田 縁 吉田 博幸 伊藤 幾子 秋山 智博 長坂 則翁 石田憲太郎 寺坂 寛夫 砂田 典男 上杉 栄一		
欠席委員	なし		
委員外議員	なし		
事務局職員	局長 保木本英明 議事係長 谷島 孝子 議事係主事 田中 真一	局次長 植田 光一 議事係主任 橋本 圭司	
出席説明員	市長 深澤 義彦 教育長 尾室 高志 税務・債権管理局长 吉田 彰克 危機管理局长 森山 武 経営統轄監 河井登志夫 環境局长 山根康子郎 健康子ども部長 橋本 浩之 経済観光部長 大野 正美 都市整備部長 岡 和弘 水道事業管理者 武田 行雄 会計管理者 横尾 賢二 副院長兼事務局长 小林 俊樹 水道局副局长 川戸 敏幸	副市长 羽場 恭一 総務部長 乾 秀樹 人権政策局长 谷口 恭子 企画推進部長 塩谷 範夫 市民生活部長 竹間 恭子 福祉部長 藏増 祐子 子ども家庭局长 小野澤裕子 農林水産部長 坂本 武夫 下水道部長 坂本 宏仁 病院事業管理者 平野 文弘 代表監査委員 湯口 一文 教育委員会事務局副教育長 岸本 吉弘 監査委員事務局长 富山 茂	
傍 聴 者	2人		
会議に付した事件	別紙のとおり		

午前11時8分 開会

代表監査委員審査意見の報告・質疑

◆岡田信俊委員長 ただいまから決算審査特別委員会を開きます。

本特別委員会に付託されました議案第111号令和4年度鳥取市歳入歳出各会計決算認定についてから、議案第115号令和4年度鳥取市病院事業決算認定についてまで、以上5案を一括し

て議題といたします。

これより、令和4年度鳥取市歳入歳出決算等の審査意見について、令和4年度鳥取市公営企業会計決算の審査意見について及び令和4年度鳥取市歳入歳出決算等に基づく健全化判断比率及び公営企業会計決算に基づく資金不足比率の審査意見について、代表監査委員に審査の意見の報告を求めます。湯口代表監査委員。

○湯口一文代表監査委員 鳥取市代表監査委員の湯口一文でございます。

令和5年9月鳥取市議会定例会における決算審査特別委員会の審査に当たり、鳥取市監査委員3名を代表して、決算等の審査の意見を御報告いたします。なお、本席での報告は概要にとどめさせていただきます。座って説明させていただきます。

審査意見は、地方自治法、地方公営企業法、地方公共団体の財政健全化に関する法律に基づき、令和4年度の一般会計、特別会計、公営企業会計の決算、定額運用基金の運用状況、財政健全化判断比率、資金不足比率について審査し、お手元にありますように意見書として市長に提出いたしました。

審査の結果ですが、各会計の歳入歳出決算書、財政健全化判断比率等に関する書類はいずれも法令に従って作成されており、係数も符合し正確であると認められました。

それでは、各会計ごとに意見を申し上げます。初めに令和4年度鳥取市一般会計及び特別会計歳入歳出決算に対する意見です。一般会計及び特別会計の歳入歳出決算は、総額で歳入が1,566億4,224万円、歳出が1,524億8,313万円でした。実質収支は一般会計が26億3,014万円、特別会計が12億6,848万円。総額で38億9,863万円の黒字決算となっており、前年度実質収支額を差し引いた単年度収支については、5億9,694万円の赤字決算となっています。これは前年度に国の施策で実施した新型コロナウイルス感染症対策等の給付金給付事業の支出金の精算が当年度に行われたことが大きな原因となっていました。

収入未済額は一般会計、特別会計を合わせて、40億5,725万円でした。収入未済の解消は、自主財源、市民負担の公平を図る上で極めて重要であります。収入未済の減縮に向けた取組を推進し、引き続き、収納率の向上と滞納整理に努めていただくよう望みます。

次に、不納欠損額ですが、一般会計9,504万円と特別会計9,302万円を合わせて1億8,807万円となり前年度に比べ0.4%増加しています。不納欠損処分に当たっては関係法令及び鳥取市債権管理に関する条例に基づき実施し、適正な債権管理に努めていただきますよう望みます。

3年余り続いた新型コロナウイルス感染症は当年度末にはようやく終息に向かいましたが、ロシアのウクライナ侵攻、急激な円安、高病原性鳥インフルエンザの全国的な感染拡大、豚熱ウイルスの蔓延、原油、エネルギー、食料品などの物価の上昇により、市民生活や地域経済を取り巻く環境は厳しさを増しています。

コロナ禍で急速にデジタル化が進み、生活様式は急激に変容しましたが、人口減少、少子高齢化がさらに加速し、社会保障費の増大、労働力の不足、経済規模の縮小は深刻な問題として表面化し始めました。引き続き行政サービスを維持できるよう、安定した財政を運営資金を確保し、市民が安全安心に暮らすことができるまちづくりに努めていただきますよう望みます。

定額運用基金の令和4年度の運用状況につきましては、条例に則した資金運用がされており、また、会計経理は適正に処理されているものと認められました。しかし、新しく資金貸付けを

行った事業において、事業の位置付け等が不明確なものがありました。早急に相手方と事業の内容について整理確認をされる必要があると思います。

次に4つの公営企業会計について御報告します。まず水道事業についてです。人口減少や節水型社会の進展により水需要が年々減少している中、当年度は諸物価の上昇など水道事業経営を取り巻く環境は一層厳しい状況でありましたが、健全な事業運営により黒字を計上していました。水は日々の生活に欠かせないものであります。市民が安心して生活を送ることができますよう、施設の老朽化への対応や、頻発、激甚化する災害対策などの課題に対応し、今後も安全な水道水の安定供給と健全な経営の継続に努められるよう望みます。

次に工業用水道事業についてです。収益的収支は前年度に比べ上昇したものの、減価償却費の算入をすると、前年度に引き続き純損失を計上しており、今後、施設設備の修繕対応等が発生した場合、たちまちにして経営状況は厳しくなることが予想されます。工業用水道事業は令和12年度末をもって廃止し上水道事業に移行する方針であります。引き続き排水施設が良好に機能し安定的に工業用水が供給できるよう、適切な維持管理に努められますよう望みます。また、上水道への移行は水質の変化や水道使用料金の増額など、生産活動基盤の重要な変更となります。誘致企業であります給水先企業が安定した経営を継続できますよう、十分な支援を講じられることを望みます。

3番目に病院事業についてです。令和2年度から続く新型コロナウイルス感染症のため、1病棟を休止して即応病床を確保し、第7波、第8波と大規模な感染拡大が続く中、感染症拡大を克服するための医療の提供を行ってまいりました。当年度は諸物価の上昇により事業費用も増大するなど一段と厳しい経営環境となりましたが、長年の収益改善の取組などにより黒字を計上してまいりました。今後も地域の中核病院として、住民に信頼され質の高い医療の提供ができる病院経営に努められるよう望みます。

4番目に下水道等事業についてです。下水道は汚水の排除による快適な生活環境の実現、河川等の公共用水域の水質保全、雨水排除による浸水の防除など、市民生活を支える重要なライフラインであります。財政状況は当年度も黒字を計上していますが、今後人口減少や、利用者の節水努力などにより、有収水量は減少が見込まれ、下水道等事業の経営環境は厳しい状況になると考えられます。引き続き、安定的な経営基盤の確保に努められるとともに、近年の頻発、激甚化する災害から市民の生命と財産を守るため、計画的に施設の能力強化も推進されますよう望みます。

次に財政健全化判断比率について報告します。実質赤字比率と連結実質赤字比率は、赤字が生じていませんので数値は出ておりません。

実質公債費比率は8.7%、将来負担比率は62.5%でした。これらすべての指標において早期健全化基準を下回っており、財政の健全性は保たれていると言えます。

最後に公営企業に係る資金不足比率について報告します。水道事業、病院事業など、対象となる8つの公営企業会計、全てにおきまして資金不足は生じていませんでした。

以上、令和4年度の決算等につきまして、鳥取市監査委員3名が合議により意見書のとおり意見を決定しましたので、その概要を報告させていただきました。

以上、ありがとうございました。

◆岡田信俊委員長 これより監査委員審査意見の報告に対する質疑に入ります。

これに先立ちまして、委員長より申し上げます。まず、発言時間については1人5分以内とし、発言回数については1人3回まで。発言場所は自席で行っていただきます。

委員長に発言通告書は提出されていますので、発言を許可します。長坂則翁委員。

◆長坂則翁委員 長坂です。それでは監査委員意見に対する質疑を行います。

まず最初に、審査の結果についてであります。令和4年度鳥取市一般会計・特別会計歳入歳出決算審査意見書2ページの第5、審査の結果には予算の執行及び財務に関する事務については概ね適正に行われていたことが認められたと記載されています。実用日本語表現辞典によりますと、概ねとは、全体の大部分ではその状態であるという意味の表現であると言われております。従って、概ねとは一部で適切でないものがあつたと捉えることができますが、概ね適正にと表現された認識についてお尋ねします。

◆岡田信俊委員長 湯口代表監査委員。

○湯口一文代表監査委員 まず、決算審査は審査意見書1ページの審査における主眼とする事項に記載していますとおり、決算、その他関係書類が法令に適合しかつ正確であることを確認することです。これにつきましては、意見書2ページの審査の結果の前段にありますとおり、決算及び関係書類はいずれも法令に準拠して作成されており、それらの計数は諸帳簿、証書と符合し正確であることを確認しております。

なお、決算審査に当たりましては、報告書2ページの審査の方法に記載していますとおり、財政運営は健全であるか、財産の管理は適正であるか、さらに予算が適正かつ効率的に執行されているかについて留意しています。著しく適正を欠くものは確認されませんでした。軽易な、または定型的な過誤が確認されていますので、予算の執行及び財務に関する事務については、概ね適正に行われていることを認められたとしたものです。以上です。

◆岡田信俊委員長 長坂則翁委員。

◆長坂則翁委員 それでは2回目であります。不納欠損処分についてであります。

審査意見書の4ページの中段あたりに、不納欠損処分についての審査意見には行政サービスを行うための貴重な財源を確保するため、不納欠損処分にあたっては関係法令及び鳥取市債権管理に関する条例に基づき実施し、適正な債権管理に努められたいと記載されています。

昨年、すなわち令和3年度の意見書の審査意見にはそのような表現はありません。適正などあるのは一部でも適正でなかったものが見られたということで理解していいのか、あえて適正などという表現をされたその理由についてお尋ねします。

◆岡田信俊委員長 湯口代表監査委員。

○湯口一文代表監査委員 不納欠損処分については適正でない債権管理は確認されていませんが、条例等に基づかない不適正な処分は起こりやすい事案であるため、あえて適正な債権管理を求めたものです。

なお、不適正な事案が認められれば改善を求める意見を付することになります。以上です。

◆岡田信俊委員長 長坂則翁委員。

◆長坂則翁委員 それでは3回目であります。

これも同じような状況ですけれども基金の状況についてであります。審査意見書の5ページ

の中段あたりに、基金の状況についての審査意見にも、安定した財政基盤の計画的な確保と、基金の趣旨に沿った適正かつ効率的な運用に努められたいと記載されています。

ここも、昨年度の意見書の審査意見にはこのような表現はありません。適正かつとあるのは、一部でも適正でなかったものが見られたということで理解していいのかどうなのか、あえて適正かつと表現されたその理由についてお尋ねします。

◆岡田信俊委員長 湯口代表監査委員。

○湯口一文代表監査委員 基金についても、適正な運用が行われていました。いずれも一般的な表現として意見をまとめさせていただきました。以上です。

◆岡田信俊委員長 質疑を終わります。

以上で本日の日程は終了しました。本日はこれで終了とします。

午前 11 時 26 分 閉会

決算審査特別委員会

日 時 令和5年9月21日(木)
本会議終了後
場 所 7階 議場

日 程

1 開 会

2 代表監査委員審査意見の報告・質疑

- ・令和4年度鳥取市歳入歳出決算等の審査意見について
- ・令和4年度鳥取市公営企業会計決算の審査意見について
- ・令和4年度鳥取市歳入歳出決算等に基づく健全化判断比率及び公営企業会計決算に基づく資金不足比率の審査意見について

3 閉 会